

3歳以上児用

令和8年度 入園の手引き

-----重要事項説明-----

学校法人 鮎川学園

認定こども園 かおり幼稚園

(内容の無断転用禁止)



序

認定こども園かおり幼稚園へのご入園、誠におめでとうございます。

入園から卒園までの間、保護者の皆様と私たち職員が協力し合いながら、子どもの健やかな成長と幸せのために力を尽くしてまいりたいと考えております。

「人生 100 年時代」と言われる現代において、園で過ごす時間は、長い人生の中のほんの一時かもしれませんが、しかし、この時期は、子どもの今後の人生において極めて重要な意味を持つ、大切な成長の基盤となる時間だと私たちは考えています。

子どもたちが持つ無限の可能性や能力を十分に引き出し、社会性や人格形成の土台を育んでいくことが、私たちの使命です。そのためには、保護者の皆様と園との連携・協力が欠かせません。

子育ては、身体的にも精神的にも大きなご負担を伴うものですが、それ以上に、子どもの成長はかけがえのない喜びをもたらしてくれるものです。私たちも、その成長の喜びを皆様と分かち合いながら、子どもたちにとってかけがえのない時間を、共に大切に過ごしていきたいと願っております。

目次

I 重要事項説明	2～9
II 預かり保育の料金表	10
III 入園までの準備について	11～18
IV 認定こども園かおり幼稚園園則	19～21
V 大規模地震災害発生時の基本対応	22～23
VI 気象災害の対応	24～25
VII かおり幼稚園園歌	26

I 認定こども園かおり幼稚園 重要事項説明

園児の教育・保育の提供の開始にあたり、以下のとおり説明します。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 鮎川学園
所 在 地	甲斐市篠原 1087 番地
電 話 番 号	055-276-2500
代表者氏名	理事長 鮎川 剛

2 施設の概要

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園
施 設 の 名 称	認定こども園 かおり幼稚園
施設の所在地	甲斐市篠原 1087
連 絡 先	電話番号 055-276-2500 FAX 055-276-3668
管 理 者	園長 鮎川 剛
対 象 者	学校教育法・児童福祉法及び認定こども園法の定めるところにより、幼児教育を希望、または保育を必要とする小学校就学前の子ども
利 用 定 員	満3歳以上の園児（1号認定 120名 2号認定 81名） 合計 201人 満1歳以上満3歳未満の園児（3号認定子ども） 33人 満1歳未満の園児（3号認定子ども） 6人
開 設 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	1921051000012

3 サービスの目的・運営方針

本認定こども園は、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）及び児童福祉法に従って幼児を教育・保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とします。

4 当園における施設・設備等の概要

4-1 施 設

敷 地	敷地全体	7593 m ²
	園庭	2853 m ²
園舎 1	構造	鉄骨 2 階建て
	延べ床面積	1305 m ²
園舎 2	構 造	木造平屋
	延べ面積	265.95 m ²

4-2 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	10 室	2 才児室-1 室 3 才児室-3 室 4 才児室-3 室 5 才児室-3 室
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
図書室	1 室	
保健室	2 室	
職員室	2 室	
会議室	1 室	
プール	1	屋根付き 3 才児以上のみ使用
ビオトープ	1	
畑	1	野菜の栽培など

5 職員の設置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹保育教諭	2	2		
保育教諭	34	25	9	
保育補助員	6		6	
栄養士	1			委託
調理員	2			委託

当園では、「山梨県幼保連携型認定こども園に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月 21 日 山梨県条例第 68 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：15～17：00）
副園長	正規の勤務時間帯（9：00～15：00）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）ローテーション
保育教諭	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）ローテーション
栄養士	
調理員	

※ ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 教育・保育を提供する日 ※認定区分の違いにより開園日が違います。

6-1 開園日・休園日についての基本的な考え方

幼児教育を希望する1号認定子どもについては、夏休み、冬休み等の長期休業があります。長期休業中はクラス単位の活動は行わず、希望者のみ預かり保育を実施します。また、保育を必要とする2号認定子ども3号認定子どもについては夏休み等の長期休業は設定されていません。土曜日保育については、保育を必要とする証明が必要となります。

6-2 1号認定における開園日

39週以上の教育週数を確保した上で、以下の休園日を除く日が開園日となります。

土曜日、日曜日、祝祭日、夏期休業（7月25日から8月31日まで）冬期休業（12月25日から1月9日）春期休業（3月25日から4月5日）開園記念日、その他臨時に園長が必要と認める日及び休日の代替日

6-3 2号・3号認定における開園日

以下の休園日を除く日が開園日となります。また、土曜日の保育を希望する場合は「保育を必要とする証明」（父親及び母親）が必要となります。

休園日：年末年始、日曜、祝祭日、臨時に園長が必要と認める日

6-4 慣らし保育について

新入園の際、急激な環境変化による園児の負担を軽減するため慣らし保育を実施致します。

7 教育・保育を提供する時間 ※認定区分により教育・保育を提供する時間が異なります。

<認定区分の違いによる保育時間の一覧>

	7:30	8:00	10:00		14:30	15:30	16:00	19:00
	延長保育	登園時間	全体保育	降園時間	預かり/延長			
1号認定	延長保育	送迎	教育時間	送迎		預かり保育		
2・3号認定 (8時間)	延長保育	教育・保育時間			延長保育			
2・3号認定 (11時間)	延長保育	教育・保育時間						

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、認定こども園教育・保育要領を踏まえ、本園の建学精神に基づく幼児教育の理想の実現をめざし、良質な幼児教育・保育の提供を行います。

8-1 教育目標

大切な子どもを太陽と緑と風の中でのびのびと遊ばせながら、こんな子どもに育てること

- ① バイタリティのある子どもに
- ② 創造するよろこびをもつ子どもに
- ③ 自然に親しみ、観察し、大切にすること子どもに
- ④ 社会集団の一員として協調し、積極的に推進すること子どもに
- ⑤ できる限りの努力を惜しまない子どもに
- ⑥ 知識の吸収に意欲を持つ子どもに
- ⑦ 心豊かな子どもに

8-2 教育方針

上記の教育目標を達成するために次のような方針で教育活動を展開しています。

① のびのびとした芽生えを引き出すため子どもへの規制は最小限にとどめています。

かおり幼稚園では、子どもの自主性を尊重し、規制は必要最小限にとどめています。それは出てこようとする柔らかな自主性の芽を押さえ込まないようにするために、職員は子どもたちの自主性を伸ばすよう注意深く子どもに接しています。その結果として園児は、自主的に、また積極的に活動することができます。

② 自然に親しみ、これを大切にするような活動を積極的に展開しています。

広大な園庭には、様々な樹木が配されており、またメダカや水生昆虫の住むことが出来るピオトープの池があります。子どもたちは手近に昆虫や小動物に触れることにより、自然と接し、自然から多くのことを学んでいます。また、専用農場にて野菜の栽培を積極的に行っています。自分達を作り、収穫した野菜を食することを通じ、食物を大切にすることを培っています。

③ 手づくりを尊重しています。

創造・創作の喜びや、それが役立つことの喜びを知ると共に創造能力の発達を促すために「手づくり」を尊重しています。「手づくり」の物は見た目には体裁が悪いために失望を覚える保護者もいるかもしれませんが、出来上がるまでの創意・工夫そして努力が尊いのです。従って、結果に至るまでに十分な創意・工夫・努力があれば、活動目標は達成されたものと評価しています。

8-3 特別教室について（希望者のみ）

子どもの体力向上や将来豊かな趣味をもてることを目標に特別教室を設置しております。「子どもの正常な成長の妨げとなる心配の少ないもの」「子ども自身の希望を最優先すること」を基本原則に、専門講師・専門施設に委託して実施しています。年中児以上の希望者を対象とした特別教室を実施しています。尚、特別教室については別途料金が発生致します。

8-4 通園バス送迎（希望者のみ）

通園バスによる送迎を行います。また、通園バス利用にあたっては別途通園バス利用料が発生します。尚、3才未満児は利用不可です。

8-5 食事の提供

基本的に週5日の給食の提供を行います。希望によって週3回（月・水・金）も選択可能です。また、3才以上児の1号認定・2号認定においては月に1日お弁当の日を設けます。

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		12時頃	16時頃	
4歳児		12時頃	16時頃	
5歳児		12時頃	16時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

8-6 預かり保育について

通常の保育時間外に預かり保育を実施致します。預かり保育料は認定区分の違いにより異なります。尚、16時（1号認定児については15:30）以降在園している園児については、保護者の要請の有無にかかわらず、預かり保育利用となります。また、土曜日の保育を希望する場合は「保育を必要とする証明」（父親及び母親）が必要となります。

9 諸費用

9-1 認定区分により、保育料に含まれるものが違います。詳しくは以下の表を参照下さい

-----認定区分による保育料等の一覧表-----

	保育料	給食・おやつ代	施設設備費	通園バス	教材費	預かり早朝	預かり夏・冬休	預かり土曜	預かり4時以降
1号認定	☆	●	●	●	●	●	●	●	●
2号8時間	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	●
2号11時間	☆	●	●	●	●	●	☆	☆	☆
3号8時間	○	○	●	不可	●	●	○	○	●
3号11時間	○	○	●	不可	●	●	○	○	○

○保育料に含まれる ☆無償化対象 ●保育料に含まれない（別途徴収）

9-2 諸費用の説明

(1) 保育料（施設型給付保護者負担額）

- ・3歳以上児については保育料無償となります。
- ・3歳未満児については在住する市町村が定める保育料を月毎に徴収します。

(2) 給食・おやつ代

- ・3歳以上児については実費にて徴収します。（週5回、3回選択可能）
- ・3歳未満児については、費用負担はありません

(3) 施設設備費

園舎の減価償却や借入金の返済に充当します。
全ての在園児において月額 2000 円徴収致します。

(4) 通園バス利用料

通園バスを利用する場合、月額料金（8 月は除く）が発生します。バスの利用が無い場合は、費用は発生しません。3600 円/月、また同一世帯で 2 人以上通園バス利用の場合 2 人目以降の料金を半額とします

(5) 教材費実費徴収

最終的に個人の所有物となる教材等について実費徴収となります。また、徴収する場合、明細を提示します。

(6) 預かり保育料

認定区分により料金が違います。別紙預かり保育料金表を参照下さい。

-----3 歳以上児で、預かり保育を利用する際の留意事項-----

- 16:00 時以降預かり保育を利用する園児については認定区分に関係無く、おやつ代を実費徴収致します
- 半日保育、夏休みなどの預かり保育、土曜日保育を利用する園児については認定区分に関わり無く、給食代を、また 16 時以降利用の場合はおやつ代を実費徴収致します。

(7) その他費用

制服代、遠足等の行事参加費、保護者会費、特別教室の費用など

(8) 給食費補助について

低所得者世帯および「第 3 子」の扱いを受ける子どもについては在住市町村からの給食費の一部補助を受けることが出来ます

(9) 預かり保育補助について

1 号認定の園児で、保育を必要とする要件を満たし、在住する市町村から 2 号認定相当（新 2 号認定）の認定を受けた園児については預かり保育の補助を受けることが出来ます。

9-3 諸費用の納入方法

園が指定する金融機関による口座振替もしくは現金にて納入いただきます。尚、現金納入の場合はトラブル防止のため、必ず保護者が職員室に持参して、お支払い下さい。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ・ 園児が小学校に就学したとき
- ・ 保護者の就労状況等が変化した等の理由により、在住する市町村から当該園児における施設型給付支給認定が取り消されたとき。
- ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、

医療機関の名称	森川医院
医 院 長 名	松井 孝道
所 在 地	中巨摩郡昭和町河東中島 1903
電 話 番 号	055-275-2070

(2) 歯科

医療機関の名称	スマイル歯科クリニック
医 院 長 名	五味 美也
所 在 地	中巨摩郡昭和町西条 5109
電 話 番 号	055-268-7550

12 緊急時の対応

お預かりしている園児に急病・または不測の事故等の緊急事態が発生した場合には、園児生活調査票に記載された保護者の緊急連絡先に連絡すると共に場合によっては救急搬送を依頼します。

13 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 副園長 鮎川 栄 ・苦情解決責任者 園長 鮎川 剛 ・ご利用時間 9:00~16:00 ・電話番号 055-276-2500 F A X 055-276-3668 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	株式会社アイ ギス	電話番号 0120 -915 -570
第三者委員	大田 節子	電話番号 090-4935-8003
		主任児童委員

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

14 非常災害時の対策

山梨県の条例に定められている月に1度避難訓練を実施します。また在園時間内において大規模地震等が発生したときは、巻末記載の「大規模地震災害発生時の基本対応」により園児を一時保護し、迎えに来た保護者に引き渡しを行います。また、水害等の発生が予想される場合や避難指示等が発令された場合は「気象災害対応」にて対応します。

15 園児に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	① 独) スポーツ振興センター災害給付 ② 全日本私立幼稚園連合会 JK 保険
保険の内容	① 園管理下での災害における共済給付 ② 園賠償責任保険

16 虐待の防止に関する事項

園児の心身に虐待を疑われる痕跡が認められる場合、保護者の許可無く、児童相談所もしくは市役所担当窓口に通報することがあります。また教職員は、在園する園児の人権を尊重し、園児に対し身体的、精神的に苦痛を与えるような行為を行いません。

17 当園におけるその他の留意事項

複数月にわたり保育料の滞納があり、納入の督促に応じず、保育料等の納入の意志がないと判断されたときは当該園児を退園処分とすることがあります。

II 預かり保育料金表

① 平日の預かり保育日額表

認定区分/時間	7:30~8:00		15:30~16:00	16:00~19:00
1号認定	100円		0円	100円/30分
2・3号認定 8時間	100円			100円/30分
2・3号認定 11時間	100円			

② 夏休み期間中などの預かり保育日額表

認定区分/時間	7:30~8:00	8:00~16:00	16:00~19:00
1号認定	100円	600円	100円/30分
2・3号認定 8時間	100円		100円/30分
2・3号認定 11時間	100円		

③ 半日保育の日の預かり保育日額表

認定区分/時間	7:30~8:00	12:00~16:00	16:00~19:00
1号認定	100円	300円	100円/30分
2・3号認定 8時間	100円		100円/30分
2・3号認定 11時間	100円		

④ 土曜保育の預かり保育日額表

認定区分/時間	7:30~8:00	8:00~16:00	16:00~19:00
1号認定	実施せず	600円	100円/30分
2・3号認定 8時間	実施せず		100円/30分
2・3号認定 11時間	実施せず		

-----3歳以上児で、預かり保育を利用する際の留意事項-----

- 16:00 時以降預かり保育を利用する園児については認定区分に関係無く、おやつ代を実費徴収致します（1回につき100円）
- 半日保育、夏休みなどの預かり保育、土曜日保育を利用する園児については認定区分に関わり無く、給食代を、また16時以降利用の場合はおやつ代を実費徴収致します。
- 1号認定児の標準降園時刻は15:30とし、それ以降在園の場合は預かり保育利用とみなします、ただし、16:00までの降園の場合、料金はかかりません。

※預かり保育補助について

1号認定の園児で、保育を必要とする要件を満たし、在住する市町村から2号認定相当（新2号認定）の認定を受けた園児については預かり保育の補助を受けることができます。

Ⅲ 入園までの準備について

1 保育料等の納入について

◎ 納入方法について

銀行口座振替による納入方法と現金による納入方法があります。また、別紙「保育料等の納入方法調べ」を一日入園時に提出して下さい。

◎ 保育料等の請求

毎月月初めに下記の明細を園児に持たせますので、必ずご確認ください。

◎ 現金にて納入される方へ（お願い）

現金納入にて納入される場合、必ず保護者が来園し、直接職員室へ納入し、領収証をお受け取り下さい。現金を園児に持たせたり、バス添乗の職員へ預けたりとの納入は事故のもとですので、固くお断り申し上げます

◎ その他の徴収金について

保護者会費・制服等注文品の代金は「保育料等」へは含めず、別途に現金でお預かり致します。また、特別教室の経費は、園では取り扱いませんので、それぞれの特別教室へご納入頂きます。

2 入園前登園（うさぎ組）について

新入園に際し、①幼稚園の施設や遊具を知って安全で楽しい遊びのイメージを持つこと、②幼稚園の雰囲気を知ってスムーズに園生活に入る素地を作ること、③「遊び場の提供」の意味を兼ね、『入園前登園』（うさぎ組）を実施致します。詳しくは別紙案内を参照下さい。尚、参加費用は無料です。

3 れんらくアプリの登録について

園児の欠席の連絡や預り保育の予約、園からの連絡（緊急連絡含む）などにスマートフォンや携帯電話を使用したシステム「れんらくアプリ」を使用しています。保護者による事前登録が必要ですので別紙「れんらくアプリ登録について」をご参照いただき登録下さい。尚、在園児の弟妹等で既に登録されている方は再度登録不要です。（在園児弟妹には登録用紙は同封していません）

4 入園に際して準備いただくもの

新入園に際し、園児の皆さんが園生活を行うために必要な用品の説明をします。子どもたちが快適な園生活を送っていくために必要ですので、細かな内容で恐縮ですがご協力いただきますようお願い申し上げます。

- ◎ 名前は見やすく、大きく、はっきりとつけてください。持ち物の名前の記入がないと、紛失や入れ違いなどのトラブルの原因となります。名前が布の絵柄と重なると大変見にくいので、必ず白い布をつけて記名してください。アイロンでつけるタイプの白い布は剥がれやすいので、しっかりと周囲を糸で縫い付けて下さい。
- ◎ 頻繁に水洗いするもの（歯ブラシ・コップ・はし・スプーンなど）は、名前が洗っても消えないようにしてください。（針などで彫ってから油性ペンでなぞる など）
- ◎ 各用品に使用する布は、共通の絵柄にすると子どもが自分のものだと分かりやすいと思いますが、違っていてもかまいません

I.各家庭で用意して頂くもの

<p style="text-align: center;">座布団・座布団カバー</p> 	<p>座布団…30cm×30cm 程度のもの 防災頭巾でも可 中の座布団にも名前を書いてください。</p> <p>座布団カバー…分かりやすく名前をつけて下さい。</p> <p>ゴムは太めのものを推奨します。</p>
<p style="text-align: center;">レッスンバック（手提げ袋）</p> 	<p>縦 30cm 横 40cm 程度の大きさに、しっかりした布のものを用意してください。（薄手のものだと、子どもが扱いづらいため。）</p>

お道具箱



幅 28~28cm、奥行き 25~38cm、高さ 7~10cm ほどの箱（お歳暮ギフトの箱など）に、木工用ボンド等で布を貼って作ってください。

これより小さくても問題ありませんが、これ以上大きいとロッカーに入りません。

箱とフタの両方に名前をつけて下さい。

！フタの名前について！

左の画像のように重ねて使います。この状態で上下が逆にならないようにつけてください。

※学用品として購入することも可能です。

着替え袋・着替え



縦 37cm 横 35cm 程度

キルティング布より、普通の布の方が使いやすいです。

[着替え袋に入れるもの]

- ・着替え服1セット
- ・持ち帰り用ビニール袋5枚（記名）

うわばき袋



子どもが自分で出し入れできる形のもの

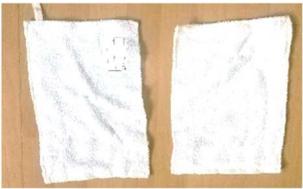
足が大きくなるのを見越して、ゆとりのあるサイズのものを用意してください。

うわばき



前の部分とかかとの部分に記名してください。

靴底のゴムが黒いものや濃い色のものは使用しないで下さい。

<p style="text-align: center;">通園靴</p> 	<p>自分で脱ぎ履きできるものを使用して下さい。</p> <p>かかと及び靴の中に記名して下さい。</p>
<p style="text-align: center;">通園服について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児が生活しやすいよう、自分で脱着ができるものとして下さい、また、生地の硬いジーンズやオーバーオールなどはトイレの際に支障を来す場合がありますので、柔らかい生地のものとして下さい。 ・全てのアイテムに名前を書き入して下さい（靴下、ヘアゴムなどにも）。 	
<p style="text-align: center;">コップ歯ブラシ袋</p> 	<p>歯ブラシ、コップ…洗っても消えないように名前を書いて下さい（針などで彫ったあとに油性ペンでなぞる など）</p> <p>コップはプラスチック製で安定のよいものにして下さい。</p> <p>袋…コップと歯ブラシが出し入れしやすいサイズ（縦 20cm 横 18cm 程度）で用意してください。</p>
<p style="text-align: center;">お手ふきタオル</p>  <p style="text-align: center;">上でも下でも可</p>	<p>掛けるためのひもをつけて下さい。</p> <p>市販品は、同様のものが多く他の園児のものとの間違いやすいので、吊るす紐の近くにワッペンなどの目印をつけて下さい。</p> <p>大きさはフェイスタオルの半分程度。</p> <p>毎日持ち帰るので2～3枚用意すると良いです。</p>
<p style="text-align: center;">ぞうきん 2 枚</p> 	<p>教室内の清掃等に使います</p>

はし・スプーン・フォーク入れ



子どもが自分で開閉できるものとして下さい。

箸やスプーンにも全て名前を記入して下さい。
洗っても消えないように名前を書いてください
(針などで彫ってから油性ペンでなぞる など)。
名前シールは剥がれてしまうので避けて下さい。

汚れやすいので、予備があるとよいです。

お弁当箱



アルミなどの合わせぶたのものが使いやすいです。

ナフキン



大きめ(バンダナ推奨)で、ツルツルしていない素材の、厚手でないものを用意してください。

水筒



コップ式・ストロー式は不適です。
紐が付いているもの
カバンに入る大きさで、
保冷性のあるものが望ましいです
外れる部分(紐など)にも全て記名してください。

Ⅱ.園指定品・学用品

<p style="text-align: center;">制服</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 制服の内側に名前を記入して下さい。 ② 袖が長い場合は、内側に折って縫い上げて下さい。 ③ フックにつるす紐をつけて下さい(4cm程度 ゴム不可)。タグの補強もお願いします。
<p style="text-align: center;">制帽</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 名前を布に書いて、内側に縫いつけて下さい。(付属のタグはとれてしまうため) ② リボンのところにワッペンなどの目印をつけて下さい。
<p style="text-align: center;">遊び着（冬）</p> 	<ol style="list-style-type: none"> ① 名前は白い布(縦 7cm 横 5cm 程度)に書いて、左胸に縫い付けて下さい。 ② 内側にも名前を書く欄があるので記入して下さい。 ③ 袖が長い場合は、矢印のあたりを内側に縫い上げて下さい。 ④ フックに吊るすための紐を、タグに通してください(4cm程度 ゴム不可)。タグの補強もお願いします。 ⑤ 自分のものだと分かるように、ワッペンなどの目印をつけて下さい。

夏制服 兼 夏用遊び着



- ① 名前は白い布(縦 7cm 横 5cm 程度)に書いて、左胸に縫い付けて下さい。
- ② 内側にも名前を書く欄があるので記入して下さい。

体育着



シャツ

- ① 名前を布(縦 7cm 横 5cm 程度)に書いて、左胸に縫い付けて下さい。
- ② 右下の名前欄に記入して下さい。

短パン

- ① 名前欄に記入して下さい。

通園カバン



正面の園章の下と、
両サイドのベルト部分(左右 2 か所とも)に、
油性ペンで名前を記入して下さい。

ねんど用品



フタ、内フタ、ケース、ねんど板、ヘラのそれぞれに名前を書き、上からセロテープを貼って補強して下さい。

のり



フタと本体に名前を書き、上からセロテープで補強して下さい

小さいヘラと中の薄紙は廃棄して下さい

はさみ



本体…記名して附属のシールを貼って下さい。

ケース…台紙の裏面に記名して下さい。

クレヨン (パッセル)



ケースの前面、裏、ケースの中、クレヨン一本一本に名前を入れ、セロテープで補強して下さい。

(クレヨン一本一本は下の名前のみでよいです)

中に入っている説明書は廃棄して下さい。

IV 認定こども園かおり幼稚園園則

認定こども園かおり幼稚園園則

第1章 施設の目的及び運営の方針

第1条 本認定こども園は、学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）及び児童福祉法に従って幼児を教育・保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

第2章 保育年限、認定区分と利用定員

第2条 本認定こども園に入園できる者は、生後6ヶ月から小学校就学の始期に達するまでの乳幼児とする。

第3条 本認定こども園の利用定員は240名とし、1号認定子ども120名、2号認定子ども81名、3号認定子ども39名とする。

2 年次毎の定員は0才児6名 1才児12名 2才児21名 3才児67名（満3歳児含む） 4才児67名 5才児67名の合計240名とする。また、3才以上児においては各年次2～3学級ずつ編成する。

第3章 学期及び休業

第4条 1年を次の学期に分ける。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

第5条 本園の休日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び土曜日、日曜日

二 夏期休業－7月25日から8月31日まで

三 冬期休業－12月25日から1月9日まで

四 春期休業－3月25日から4月5日まで

五 開園記念日

六 その他臨時に園長が必要と認める日及び休日の代替日

2 保育を必要とする園児（2号認定こども・3号認定こども）における休園日は国民の祝日に関する法律に規定する休日及び日曜日、及び12月29日～1月3日、その他園長が臨時に認める日とする。

第6条 始業及び終業の時刻は、午前8時より午後7時までとする。

2 保護者の希望がある場合は、午前7時30分から園児を預って保育をすることが出来る。

第4章 教育課程、教育時間数及び子育て支援事業

第7条 保育内容は、諸法令及び認定こども園教育保育要領に則ると共に、本園の建学精神に基づく幼児教育の理想を実現するために編成される本認定こども園教育課程による。

第8条 毎学年の教育週数は、39週以上とする。

2 子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- 一 未就園児親子登園事業
- 二 一時預かり事業
- 三 延長保育事業

第5章 職員の員数・職種・職種の内容

第9条 本認定こども園に次の教職員を置く。

- 一 園長1名
 - 二 主幹保育教諭2名
 - 三 保育教諭18名以上
 - 四 事務職員1名以上
- 2 必要に応じて副園長、教頭、助教諭、講師、その他の職員を置く。
- 3 園長は、園務を処理し、所属職員を監督する。
- 4 副園長又は教頭は、園長を補佐し、園長不在の時は園長の職務を代行する。

第6章 入園・退園・休園・修了及び褒賞

第10条 入園に際しては園児が在住する市町村の施設型給付支給認定を必要とする。

第11条 入園希望者が定員を超過した場合、別途定める選考方法により入園者を決定する。

第12条 休園又は退園しようとする者は、その理由を記して園長に提出する。

第13条 本認定こども園所定の教育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第14条 心身の発達が著しく、他の模範となる者は、これを褒賞する。

第7章 保育料及び特定負担額

第15条 在園する園児の保護者は保育料（施設型給付費保護者負担額）を、月毎に納入しなければならない。保育料は園児が在住する市町村が定めた額とする。在籍者は出席の有無にかかわらず毎月20日（休日の場合は20日以降の最初の営業日）までにその月分の保育料を納入しなければならない。

第16条 在園する園児の保護者は、園の減価償却及び借入金に充当することを目的とした月額2000円の施設設備費を特定負担額として納入する。

第17条 その他の納入金は募集要項に明示する。

第8章 緊急時の対応方法

第18条 在園時間内において、園児が不測の事故により負傷したときは速やかに保護者に連絡を取り、場合によっては救急搬送を依頼する。

第9章 非常災害対策

第19条 在園時間内において大規模地震等が発生したときは別途定める「大規模地震災害発生時の基本対応」により園児を一時保護し、迎えに来た保護者に引き渡す。

第10章 虐待防止のための措置に関する事項

第20条 教職員は、在園する園児の人権を尊重し、園児に対し身体的、精神的に苦痛を与えるような行為を行ってはならない。また、園内において園児の心身に虐待の痕跡が認められる場合、児童相談所もしくは市役所担当窓口に通報するものとする。

第11章 その他運営に関する重要事項

第21条 複数月にわたり保育料の滞納があり、納入の督促に応じず、保育料等の納入の意志がないと判断されたときは当該園児を退園処分とすることが出来る。

附 則

- 1 本園則は特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第20条にて規定されている「運営規程」を兼ねるものとする
- 2 本園則は平成27年4月1日から実施する。
- 3 かおり幼稚園園則（昭和51年から実施）は本園則施行にともない廃止する。
- 4 一部改訂平成28年4月1日（利用定員変更・職員員数）
- 5 一部改訂平成29年4月1日（利用定員変更 保育料と施設設備費の移行特例廃止 16条の2の全部及び17条の一部削除）
- 6 一部改訂平成30年4月1日（利用定員変更）
- 7 一部改訂平成31年4月1日（利用定員変更）
- 8 一部改訂令和2年4月1日（利用定員変更）
- 9 一部改訂令和4年4月1日（利用定員変更）
- 10 一部改訂令和5年4月1日（利用定員変更）
- 11 一部改訂令和7年4月1日（利用定員、学級編成、子育て支援事業）

V 大規模地震災害発生時の基本対応

かおり幼稚園

東日本大震災が発生した際、大規模な通信障害が発生しました。本園におきましても、大規模地震発生時に通信が途絶した場合を想定し、基本的な対応を以下に示します。

★保育時間中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合

- (ア) 園児を安全な場所に避難するとともにけが人等がいた場合は応急手当、場合によっては救急搬送を行います。
- (イ) その日の保育は中止し、保護者による引き渡しを実施します
- (ウ) 基本的に、通園バスは運行しません。

★登園時間中に震度 5 弱以上の地震発生した場合

- (エ) 通園バス運行途中で発生した場合は、安全確認の上、そのバスコースに乗車している園児を乗車したときとは逆順に自宅に戻し、園に戻ります。
- (オ) それ以降のバスコースは運行しません。
- (カ) それ以前のバスにて園に来ている園児については保護者引き渡しとします。

★降園時間中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合

- (キ) 登園時のように、バスコースに乗車中の園児は自宅に戻し、園に戻ります。
- (ク) それ以降のバス運行は行いません。
- (ケ) そのバスコース以降、園に残っている園児については保護者引き渡しとします。

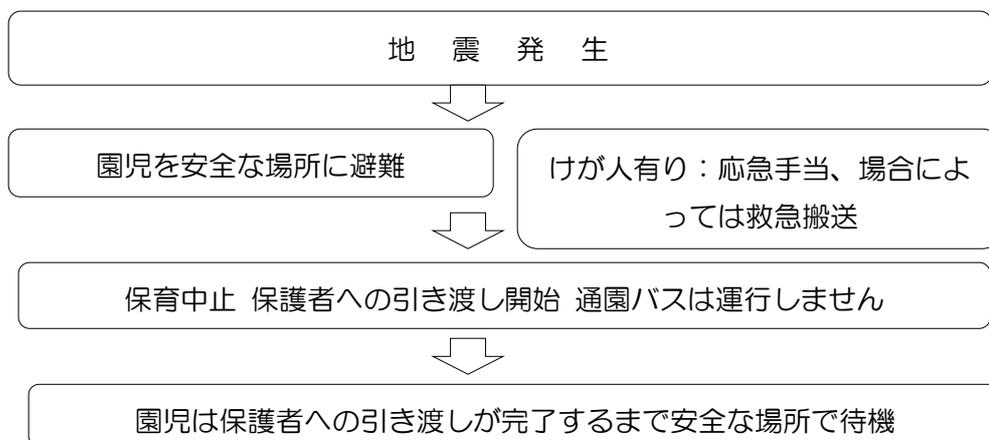
★通信手段について

基本的に連絡網（連絡アプリ）を用いて連絡を行いますが、連絡が取れないことが想定されます。連絡アプリ以外の通信手段として以下を予定しています。（使用出来ない場合もありますのでご了承下さい。）

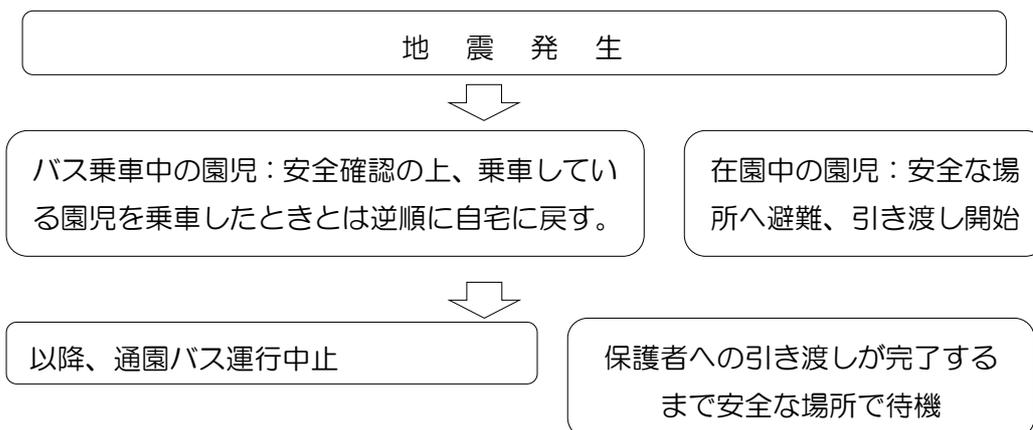
- ① かおり幼稚園のホームページ（ayukawagakuen.jp）の最初に表れるページに情報を記載します。
- ② 災害時伝言ダイヤル 171-2-055 276 2500 にメッセージを登録します。
- ③ Web171 の伝言板に書き込みを行います。（その際の電話番号は 055-276-2500）

地震発生時のフローチャート

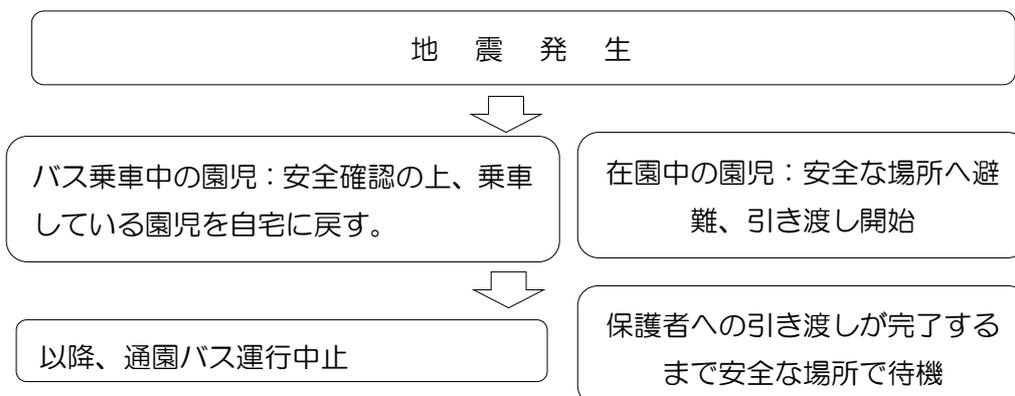
A 保育時間中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合



B 登園時間中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合



C 降園時間中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合



VI 気象災害の対応

近年、これまでに経験したことのない大雨や台風などの自然災害が各地で頻発している状況です、今後、大規模な気象災害が発生した際の基本対応を以下に示します。

★基本的な方針

園児の安全を優先する観点から、災害の発生が予想される場合は臨時休園もしくは保育時間短縮を実施します。また、そのような対応を取る間もなく避難指示等が発出された場合は、園児を安全な場所に避難させて安全を確保します。

★臨時休園・保育時間短縮・避難を開始する時期の判断基準

1 臨時休園の基準（甲斐市子育て支援課と協議の上、臨時休園とします）

表①に記載されている「高齢者等避難」の発令が甲斐市からなされたとき、または発令される可能性が高いと判断されるとき。

2 保育時間の短縮の基準

保育時間中に、甲斐市から「高齢者等避難」の発令がなされたとき、または発令される可能性が高いと判断されるとき。保育を打ち切りとします。（状況によってはバスの運行を中止します）

3 避難開始の基準

園児が在園中に、警戒レベル4となり、避難指示が近隣地域に発令されたとき。

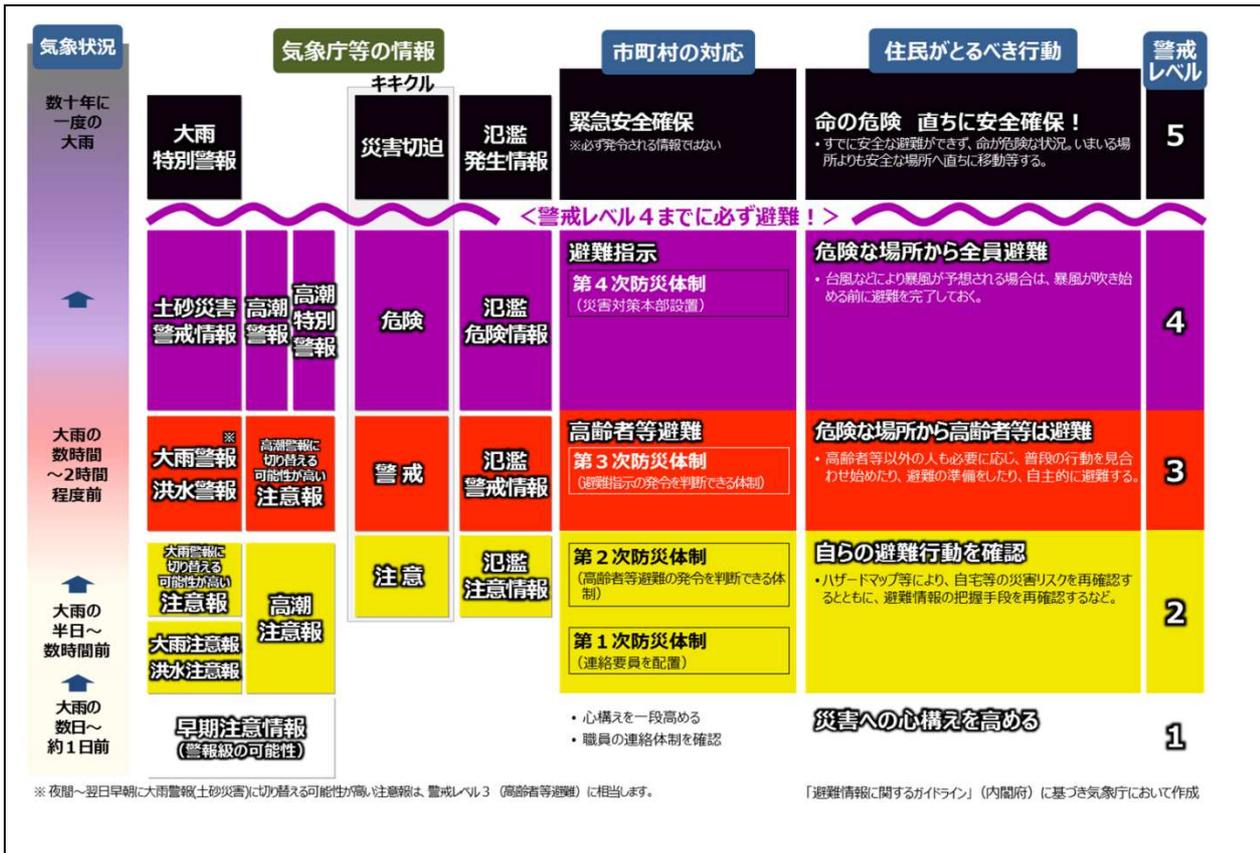
★避難場所

行政の避難場所としては竜王南小学校が指定されていますが、園の間近に幅約2mの用水路（祖母川）があり、園外への避難には危険が伴うため施設内の避難（2階建て園舎への垂直避難）を原則とします。尚、くるみのいえ園児は、通園バスを用いて、くるみのいえから園舎本館に移動します。

★連絡方法

臨時休園や保育打ち切り等の連絡は「れんらくアプリ」にて実施します。

表①



参考：園の立地条件について

1 園の立地場所の地形等

甲府盆地のほぼ中心部に位置し、周囲は田園地帯で平坦地形である。園舎から市道をはさんで向かい側には用水路、通称「祖母川」が流れており、直線距離約 200mの位置に鎌田川が、直線距離約 2 kmには釜無川が流れている。

2 災害危険区域等の該当の有無

災害危険区域等	該当の有無
洪水浸水想定区域	○
土砂災害警戒区域	×
土砂災害特別警戒区域	×

3 予測される水害の危険性

釜無川の浸水想定区域に位置しており、100年に一度の災害想定では50cm～1mの浸水予想、また1000年に一度の災害想定では1m～3mの浸水予想となっている。また、荒川の浸水想定地域には該当しない。

Ⅶ かおりよちえんのうた

かおり幼稚園の歌

作詞 鮎川 栄
作曲 一瀬 正造

Moderato amiable ♩ = 100

The musical score is written for voice and piano. It consists of three systems of staves. The first system shows the piano introduction in 2/4 time, marked *mf*. The second system contains the first line of lyrics: おおまどでなこおよとほいりなこ うゆの たれび うるる うゆの たれび うるる. The third system contains the second line of lyrics: たのし い か お り よ う ち え ん た み あ か なる い か か お お り よ よ う ち え ね ん 2. 3. The piano accompaniment includes triplets in the final measures of the second and third systems. The tempo is Moderato amiable at 100 beats per minute.